

令和4年9月27日

各位

株式会社東京アセットソリューション

適格請求書発行事業者登録について

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されるのに伴い、適格請求書発行事業者の登録を行いましたのでお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号（登録年月日：令和5年10月1日）

T7010401080212

国税庁 適格請求書発行事業者公表サイトにて、当社の情報が公表されております。

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=7010401080212>

「インボイス制度」とは所定の記載要件を満たした請求書などが「適格請求書（インボイス）」となり、インボイスの発行または保存により消費税の仕入額控除を受けることが可能です。インボイスは、消費税の課税事業者であり、かつ適格請求書発行事業者に登録した事業者が発行することができます。

■国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

■国税庁 インボイス制度公表ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

以 上